

松江市ふるさと奨学金

平成31年度奨学生募集

募 集
要 項

平成31年4月募集開始

松江市教育委員会では、将来松江市への居住を希望している方を対象に、優れた素質と向学心をもちながら、経済的な理由により就学が困難な学生生徒を支援するため、無利子による奨学金貸付事業を行っています。

この奨学金は、学校卒業後に松江市に居住していただければ、申請に基づいて返還を半額免除することができます。

奨学金の対象となる学校区分は、別紙「ふるさと奨学金の概要」受給資格を確認ください。

募集概要

採用人数：予算の範囲内で決定します 貸与月額：23,000円～47,000円

出願方法

受付期間：平成31年4月1日（月）～5月31日（金）17時15分まで
提出書類：次の書類を1部提出【郵送可、当日消印有効】

| | | |
|---------------------|---|--|
| 1. 奨学生願書 | 添付様式第1号を使用 | |
| 2. 家計調書 | 添付様式第2号を使用 | |
| 3. 奨学生推薦調書 | ≪高校・高専・専修学校≫ 添付様式第3号を使用 第1学年は出身学校で作成。他の学年は在-schoolで作成 ≪大学・短大≫ 添付様式第4号を使用 学年に関わらず出身学校（高校・高専）で作成 | |
| 4. 在学証明書 | 在学する学校が発行する証明書 | |
| 5. 住民票 | 本人及び本人と生計を同じくする親族 | |
| 6. 平成30年中の収入を証明する書類 | 【父母等が松江市内に居住】 （平成31年1月1日時点） 添付様式第5号の提出のみ | 【父母等が松江市外に居住】 ※同居別居を問わず、生計を同一にする方全員分が対象。 下記のア～ウのいずれかを提出 ア 平成30年分所得税の確定申告書第一表・第二表（控）のコピー イ 平成30年分の源泉徴収票の原本 ウ 平成31年度市民税・県民税申告書及び申告受付書のコピー |

※出願に際し連帯保証人が2名必要です。1名は保護者、1名は別生計の方としてください。
また、どちらか1名は松江市内に住所を有する方としてください。

結果通知

奨学生選考委員会を開き、7月中旬頃に出願者全員に採否結果を郵送でお知らせします。

お問い合わせ／お申し込み

〒690-8540 松江市末次町86 松江市教育委員会教育総務課 ☎0852-55-5414
松江市ホームページ <http://www.city.matsue.shimane.jp/>でもご案内しています。

松江市ふるさと奨学金の概要

| | | |
|-------------|---|--------------|
| 受給資格 | <p>次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大）、専修学校（高等課程・専門課程）に新入学又は既に在学する人 2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により学費の支払いが困難な人 5. 出身学校長又は在学学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人 | |
| 賞与額 | 高等学校 | 月額 23,000 円 |
| | 高等専門学校 | 月額 24,000 円 |
| | 大学（自宅通学） | 月額 43,000 円 |
| | 大学（自宅外通学） | 月額 47,000 円 |
| | 専修学校 | 月額 47,000 円 |
| 利子 | 無利子 | |
| 賞与期間 | 平成 31 年 4 月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで | |
| 賞与方法 | 年 2 回に分けて貸与 | |
| 返還期間 | 貸与が終了した月の翌月から数えて 13 ヶ月を経過した月から、次に定める期間 | |
| | 高等学校・高等専門学校 | 貸与期間の 2 倍の期間 |
| | 大学・専修学校 | 貸与期間の 3 倍の期間 |
| 返還方法 | 年賦・半年賦・月賦均等から選択（本人の都合により繰上返還できます。） | |
| 返還免除 | <p>奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。</p> <p>ただし、以下の1、2のいずれかを満たす人は返還免除の対象になりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生として決定を受けた学校に進学する前に、 ①5年以上学校に通っておらず、かつ②5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 | |
| 併願併給 | 「松江市ふるさと奨学金」は、「他の奨学金」と重複して奨学金を受けることができます。ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。 | |
| 休止廃止 | <p>奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。</p> <p>また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸付を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき | |